

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-122」を「別紙1-129」に改める。

第5条中「別紙1-111」を「別紙1-129」に改める。

第13条中「別紙1-111」を「別紙1-129」に改める。

別紙1-122の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(上河内スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦断自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県河内郡上河内町大字今里

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道前田原宿線	栃木県河内郡 上河内町大字今里	立体接続	上河内SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(那須高原スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦断自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県那須郡那須町大字豊原丙

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道辻室田島線	栃木県那須郡那須町 大字豊原丙	立体接続	那須高原SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(泉PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県仙台市泉区野村

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道泉塩釜線及び市道松林下筒岫線	宮城県仙台市泉区野村	立体接続	泉PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線(新鶴スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 いわき新潟線

(2) 工事の箇所

福島県大沼郡会津美里町和田目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道新田・上新田線	福島県大沼郡会津美里町和田目	立体接続	新鶴PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(豊栄スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市高森

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道豊栄2-359号線 及び市道豊栄2-360号線	新潟県新潟市高森	立体接続	豊栄SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(佐久平スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

長野県佐久市上平尾

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7-104号線	長野県佐久市上平尾	立体接続	佐久平PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(大湊スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県上越市大潟区蜘蛛ヶ池

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大潟1012号線 及び市道大潟1013号線	新潟県上越市大潟区 蜘蛛ヶ池	立体接続	大潟PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 7 中、

宇都宮	矢板	17.2	を	宇都宮	上河内スマート	7.9	矢板	17.2	に、
那須	白河	17.2	を	那須	那須高原スマート	8.0	白河	17.2	に、
仙台宮城	泉	13.7	を	仙台宮城	泉PAスマート	10.2	泉	13.7	に、
会津若松	会津坂下	14.9	を	会津若松	新鶴スマート	7.2	会津坂下	14.9	に、
新潟空港	豊栄新潟東港	9.1	を	新潟空港	豊栄スマート	2.5	豊栄新潟東港	9.1	に、
碓氷軽井沢	佐久	18.8	を	碓氷軽井沢	佐久平スマート	15.8	佐久	18.8	に、
柿崎	上越	17.9	を	柿崎	大潟スマート	9.3	上越	17.9	に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 9 年 3 月 2 2 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長 八 木 重二郎